

「知の拠点」整備構想検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 福知山公立大学を核とした人材育成、産業振興並びに生涯学習等の拠点化を図るために策定された「知の拠点」整備構想を改訂するにあたり、必要な意見を聴取するため、「知の拠点」整備構想検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(意見聴取事項)

第2条 委員会は、次の事項について意見、助言及び提言を行うものとする。

- (1) 福知山公立大学の教育研究の充実に関すること。
- (2) キャンパスの整備計画に関すること。
- (3) 財政シミュレーションに関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員7名以内をもって構成する。

2 委員は、学識経験者その他市長が認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委員会の招集)

第4条 委員会は、市長が必要に応じ、これを招集する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から当該年度末までとする。

(委員長及び委員長職務代理)

第6条 委員会に委員長及び委員長職務代理（以下「職務代理」という。）各1名を置く。

- 2 委員長は委員の互選により、職務代理は委員長の指名をもって選任する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 職務代理は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(事務局)

第7条 委員会の庶務は、市長公室経営戦略課が行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。